

「地域計画」策定に当たっての留意点

令和5年9月

全国農業委員会ネットワーク機構

NCA 一般社団法人全国農業会議所
National Chamber of Agriculture

1. 「地域計画」とは

地域の「農業の将来の在り方」の計画（従来の「人・農地プラン」を深めたもの）
+
農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図（目標地図）



10年後の地域農業の設計図

地域計画は基盤法の第19条に詳細に規定されています。正式名称は「農業経営基盤の強化の促進に関する計画」であり、これを略して「地域計画」と言います。

端的に言えば、平成24年以来取り組んできた、人・農地プランの取り組みを深化させた地域の「農業の将来の在り方」の計画であり、最大のポイントはその計画で「農業を担う者」ごとに利用する農地等を定め、これを地図に表示した目標地図を備えた「10年後の地域農業の設計図」であるということです。

2. 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

	人・農地プラン	地域計画
目的	中心経営体に農地を集積していく将来方針	地域農業の将来の在り方の計画
主人公	中心経営体 （担い手（効率的安定的な経営）だけ）	農業を担う者 = 担い手 （効率的安定的な経営） + 多様な経営体 + 受託を受けて農作業を行う者 → 皆が主人公
ゴール	中心経営体に農地を集積していく将来 方針を文章化	農業を担う者ごとに利用する農地を 地図（目標地図）に示す

- ①「地域計画」では「中心経営体」という語句は使われていない
 ②「**目標地図**」は「**農業委員会サポートシステム**」を活用することが推奨されているがそれ以外のものを活用することも想定されている。

人・農地プランと地域計画の違いは、プランは担い手に農地を集積する方針づくりなのに対し、計画は地域農業の将来のあり方の計画づくりであることです。

主人公はプランは中心経営体ですが、計画では中心経営体という言葉は使われなくなり、担い手とそれ以外の農業を担う者となりました。

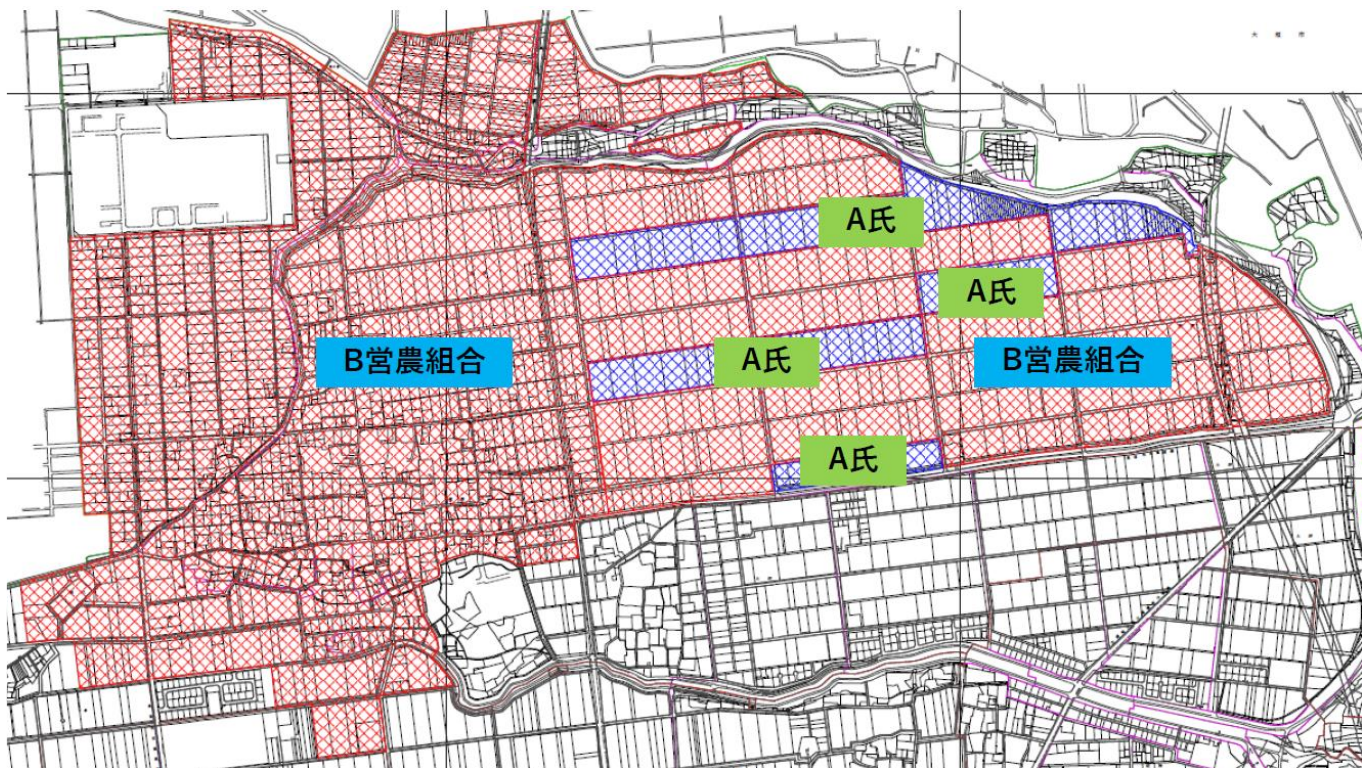
そしてゴールが外形的というか成果物がプランは作文であるのに対し計画では目標地図だということです。

「目標地図」は「農業委員会サポートシステム」を活用することが推奨されていますがそれ以外のものを活用することも、もちろん可能です。

3. 「地域計画」、 「目標地図」 のイメージ

※ 「地域計画」 の先行事例 岐阜県養老町室原地区令和3年度人・農地プラン図

「地域計画」、 「目標地図」 ≡ 実質化を地図化し公表することの※合意をとりつけること



※ 「農業を担う者」として地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することの同意を得る必要

① 地域計画は意向を地図化＝実質化の内容等を地図化

② 権利関係の予約・成約を目指すものではない。

基盤法第19条の3

市町村は地域計画において...農業を担う者毎に利用する農用地等を定め、これを地図に表示する



権利関係の調整は地域計画が出来てから

基盤法第21条

農業委員会は、...地域計画の達成に資するよう、...所有者等に対し、...農地中間管理機構に利用権設定等を行うことを積極的に促すものとする。

地域計画を視覚的に示したものが前ページの図です。

これは令和4年度まで取り組んできたプランの実質化、すなわち中心経営体に農地を寄せていく意向を地図化するということです。

これは岐阜県養老町宮原地区の令和3年度のプランの実質化の地図です。ここでは実質化の話し合いでAさんという担い手とB営農組合に農地を寄せていく合意を文章にとどめず地図にしてしまったのです。

そして計画の重要なことは耕作する者を「農業を担う者」として地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することの同意を得る必要があることです。

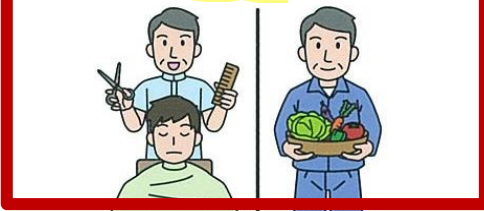
「話し合い」を通じ、地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することについて理解・同意を得られなかった場合、地域計画にその者は掲載せず、その者が耕作する農地は「今後検討等」として空白にすることが考えられます。

4. 「農業を担う者」について

① 認定農業者等の担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者)



② ①以外の多様な経営体(継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等)



③ 委託を受けて農作業を行う者



※農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の3(2)を基に作成

中小・家族経営、兼業農家などの**多様な経営体**について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、**定年後に就農**しようとする者や**マルチワークの一つとして農業を選択する者**など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

基本要綱(別紙1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項(記載の考え方の例示)

農業を担う者の定義については、基盤法の基本要綱によれば、図の通り①認定農業者等の担い手と、②①以外の多様な経営体、③農作業受託のサービス事業体と整理されています。

要するに地域計画は当初は地域全ての人で農地を頑張って耕していき、将来的には中小規模の経営体や高齢の経営体は順次担い手へ農地を移していく合意を年々繰り返していくものと理解できるのではないのでしょうか。

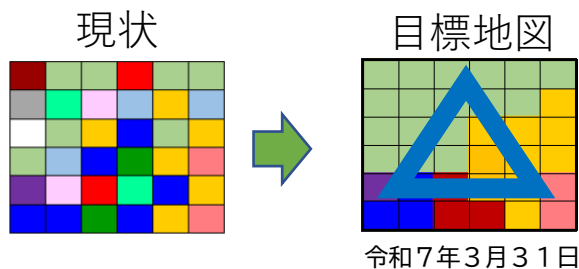
プランが担い手等を集積することを全面に打ち出していたことに対し、地域計画はまずは地域総がかりで農地を維持し、順次担い手等へ集積していく合意を地図に示していく取組と言えましょう。

5. 「地域計画」は継続的な取組を！（「徐々に」作る）

※地域計画は改正法施行（令和5年4月1日）後、2年を経過する日までに（令和7年3月31日）作成に策定

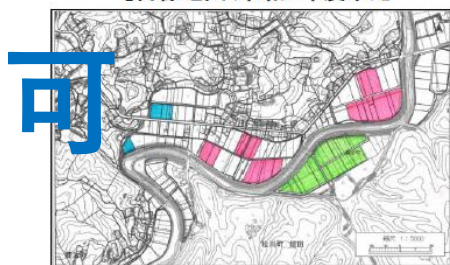
地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくように進めていくことが重要。

（農水省「地域計画策定マニュアルVer3.4より」）



担い手等に農地を集積・集約できた地図が作成できる所は少ないものと想定される

【目標地図(令和3年度末)】



島根県江津市都治地区
（農水省「地域計画策定マニュアルVer3.4・P34」）

担い手等に集積・集約できない農地は「今後検討等」ということで地図に色を塗れない（白抜き）所が多くなると想定

地域計画は法律施行後2年以内に作ることを法律で決められています。令和5年4月1日施行ですので、令和7年3月31日までに作り上げておかねばならないということです。

当初は改正法案提出時に農水省の公表した資料により△がついている令和7年までに全て集積・集約を済まさないといけないような認識が広まり現場が混乱しました。

しかし4月1日に公表された農水省の地域計画策定マニュアルでは枠線内のように「地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくように進めていくことが重要。」と極めて常識的な線に整理されています。

そしてそのマニュアルには、島根県江津市の事例が示されており、白いところは、いわゆる「今後調整中」で担う者が決まっていない。このような歯抜けのものでも良いということです。計画策定後も段段に埋めていく、色を塗っていくということです。

6. 目標地図の作成手順

(農水省「地域計画策定マニュアル3.4より・P16)

○農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。

○素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話し合いを通じて、**出し手・受け手との調整**をできる限り進めましょう。

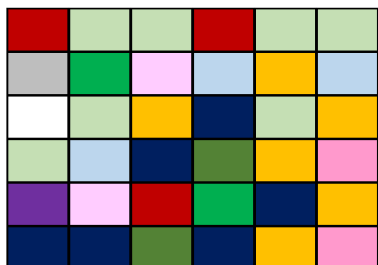
○調整に当たっては、「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、**これによって権利が設定されるものでないこと**」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。

これは、農水省地域計画の策定マニュアルをそのまま表示しています。

目標地図には令和7年における当初段階が示されており、順次作り上げていくということが示されています。そして当初調整がつかない、農業を担う者が決まらない所は「今後検討等」と記すことが明記されています。

<現況地図から素案作成へ>

農業委員会は、実質化した人・農地プランの現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向けた調整**をできる限り行いましょう。（実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況地図を作成しましょう。）



<目標地図> (当初)

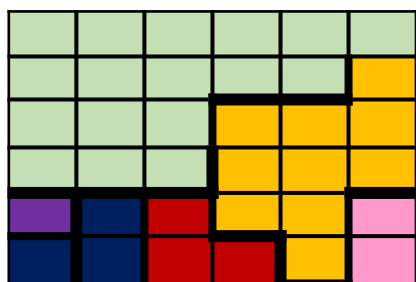
受け手がいない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。

- ①多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
- ②JA等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討
- ③新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図にするしつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこともありえます。策定後随時調整しながら更新してください。**

<目標地図> (将来)

農業者の意向等を踏まえ話し合いを重ね、随時変更しながら**徐々に完成度を高めていきましょう。**



7. 「地域計画」はいろいろな参加者でガヤガヤ、楽しく作ろう！

話し合いをしろ？いつもと同じ高齢の経営主で集っても地域計画の話し合いなんて成り立つ訳が無い！

経営主の意向≒配偶者の意向≒後継者の意向

高齢経営主だけの集まりはN
G

夫婦同伴 後継者とその配偶者 地域の未来を託す未成年・成年の後継者

この農地を誰に耕させるのだと、しゃちこぼった話はNG
地域の明るい未来図を描く肩の力を抜いてガヤガヤ、賑やかで楽しい話し合いの場作り

地域計画は地域の設計図

土地持ち非農家 地域の農業者ではない住民 商工業者等の非農業の部門の人の参加

市町村の担当者

農政課と農業委員会事務局

まちづくり、建設土木、社会教育や保健衛生等々多士済々の人の協力

地域計画＝わがまち、わが地域のことと多くの人に関心を持ってもらい楽しい雰囲気話し合いを

よく、「話し合いをしろと言ったって、いつもと同じ高齢の経営主だけ集っていても地域計画の話し合いなんて成り立つ訳が無い」と消極的な声に接することがあります。しかし経営主の意向と、配偶者の意向及び後継者の意向が異なることはままあることです。

もし経営主ばかりの話し合いをこれまでやっていたり、これから開こうとしたら、夫婦同伴、後継者とその配偶者、場合によっては地域の未来を話すのですから未成年の後継者を話し合いに参加させるということも有りです。

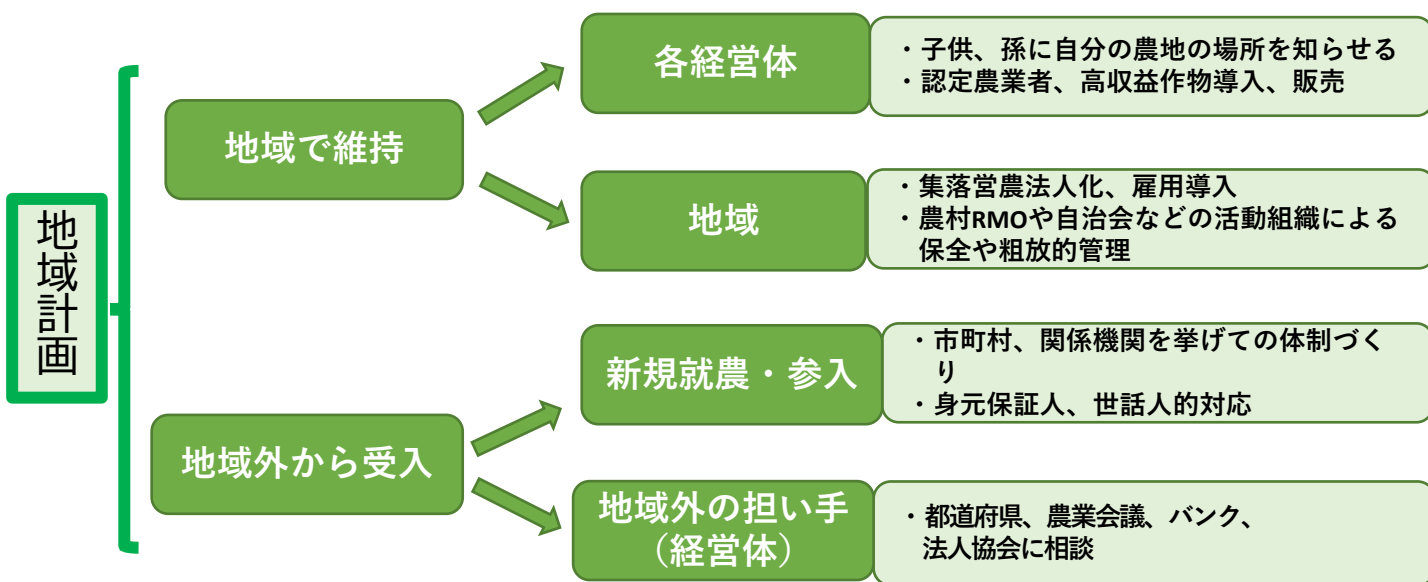
そして、この農地を誰に耕させるのだと、しゃちこぼって考えず、地域の明るい未来図を描こうと、肩の力を抜いてみることはできないでしょうか？ ガヤガヤ、賑やかで楽しい話し合いの場作りに腐心することが大事です。

また、地域の未来を話すのですから、農業者だけではなく土地持ち非農家、地域の農業者ではない住民、商工業者等の非農業の部門の人の参加を求めることも良いでしょう。

市町村の担当者もいわゆる農政課と農業委員会事務局だけに限定せず、農業部門に加えて、まちづくり、建設土木、社会教育や保健衛生等々多士済々の人の協力を得る視点も必要です。

要は、わがまち、わが地域のことと多くの人に関心を持っていただき楽しい雰囲気話し合いを進めてみてはどうでしょうか。

8. 「地域計画」は地域で維持耕し続けるか、地域外から受け入れるかの選択をすること



地域計画はこれまで述べてきましたように法律적으로는農地一筆ごとに10年後どの農業を担う者が耕すのかを明らかにしてそれを地図に示すことです。

そしてそのことは、地域の農地を自分も含めた自分たちで耕し続けるか、それとも地域を地域外の人に委ねるかの選択をすることでもあります。少子高齢化が急速に進む中でどちらの選択をすることも簡単ではありませんし、どちらの選択をしてもいろいろとなさねばならないことが少なくありません。

まずは自分で耕し続けるという選択です。これは子供や孫たちに営農を引き継いでいくということです。子供や孫に農業を引き継ぐためにはまず自分が耕作をしている農地に子供や孫を連れて行くことが最初に取り組むことです。

よく相続を機に農地を持つことになったが、農地がどこにあるのか、行ったこともないという話を聴くことはありませんか。これではお話しになりません。農地利用の最適化とはまずは、自分が耕作をしている農地に子供や孫を連れて行くこと。隗より始めよです。

そして子供や孫に農業を引き継がせるためには農業が魅力のあるものでなければなりません。そのためには高収益作物を導入したり、加工や販売に取り組むことも避けて通れません。そして政策支援を受けるためには認定農業者になっていなければなる検討も必要になってきます。

自分たちで地域の農地を守っていくと決めたならば、集落営農に取り組むのが定石です。集落営農のいろいろの展開を想定した場合、法人化が必要です。すでに集落営農を組織していても構成員が高齢化したり減少している場合は、雇用を導入して経営の持続性を確保する必要があります。

外部の人に委ねる場合、新規就農者を招き入れる場合と地域外の担い手に頼む二つの方法が考えられます。

新規就農者を招き入れて好循環を作り出している地域にほぼ共通しているのは市町村、関係機関を挙げての移住も視野に入れた体制作りが出来ていることです。地域と農業委員会だけでなく市町村、関係機関を巻き込んだ体制づくりを検討してください。

その際、農業委員、農地利用最適化推進委員は地域の農業の大先輩として新規就農者の世話役的な役割を担うことが期待されています。

地域外の担い手、法人に委ねる場合は、農地中間管理機構、都道府県の農業経営・就農支援センター及び農業会議に相談することから初めてみて下さい。

9. 「担い手」がないなら自ら「担い手」になる

担い手とは「いる」ものでなく「なる」もの



「担い手」≠大面積経営、高収益経営

「担い手」=市町村の基本構想の所得を目指す経営改善計画を策定して営農する者

1. 「担い手がない」から地域計画なんかできない？
2. この場合の「担い手」は大規模面積経営、高収益経営を想定していないか
3. 国の「担い手」は①認定農業者、②認定新規就農者、③組織化された集落営農、④市町村基本構想到達者
4. 国の「担い手」、特に①認定農業者、②認定新規就農者は現状の経営面積と所得は要件ではない
5. ①認定農業者、②認定新規就農者は市町村の基本構想の所得を目指す経営改善計画を策定し営農する者
6. 「担い手がない」と思い込まず「担い手になる」という思いの確認を

「担い手」というと大面積で高収益性な経営を想定しがちですが、現在の面積と収益は関係ありません。市町村の農業経営基盤強化基本構想に記された目標所得を目指す「経営改善計画」を提出し、市町村に認定されれば「担い手」です。

要するに「担い手」とは現在の経営面積が広かったり高収益をあげている人をさすものではありません（このような人は全国的に見ても少数派です）。持続的な農業経営を目指す志と計画を持っている人を指すのです。前のページで「自分」で耕し続ける決意をするならば「認定農業者」を目指すことに触れましたが「認定農業者」は志と計画を持った人であるのでどこでも誰でも条件が叶えば「担い手」になれる、いると言えることに留意してください。

10. 「新規就農者募集中」の旗を掲げよう！

当初の目標地図



更に話し合い



「新規就農者募集中」の旗を掲げる！



「新規就農者募集中」、「担い手」、「農業法人」、「参入法人」募集中と目標地図で発信する

当初は「今後検討」等でも、話し合いを重ね新規就農者を呼び込むことになったら「新規就農者募集中」等と「目標地図」で積極的に発信していく

それでもやはり人に委ねる選択をした際は、「新規就農者さん、いらっしゃい！」の幟旗を掲げましょう。

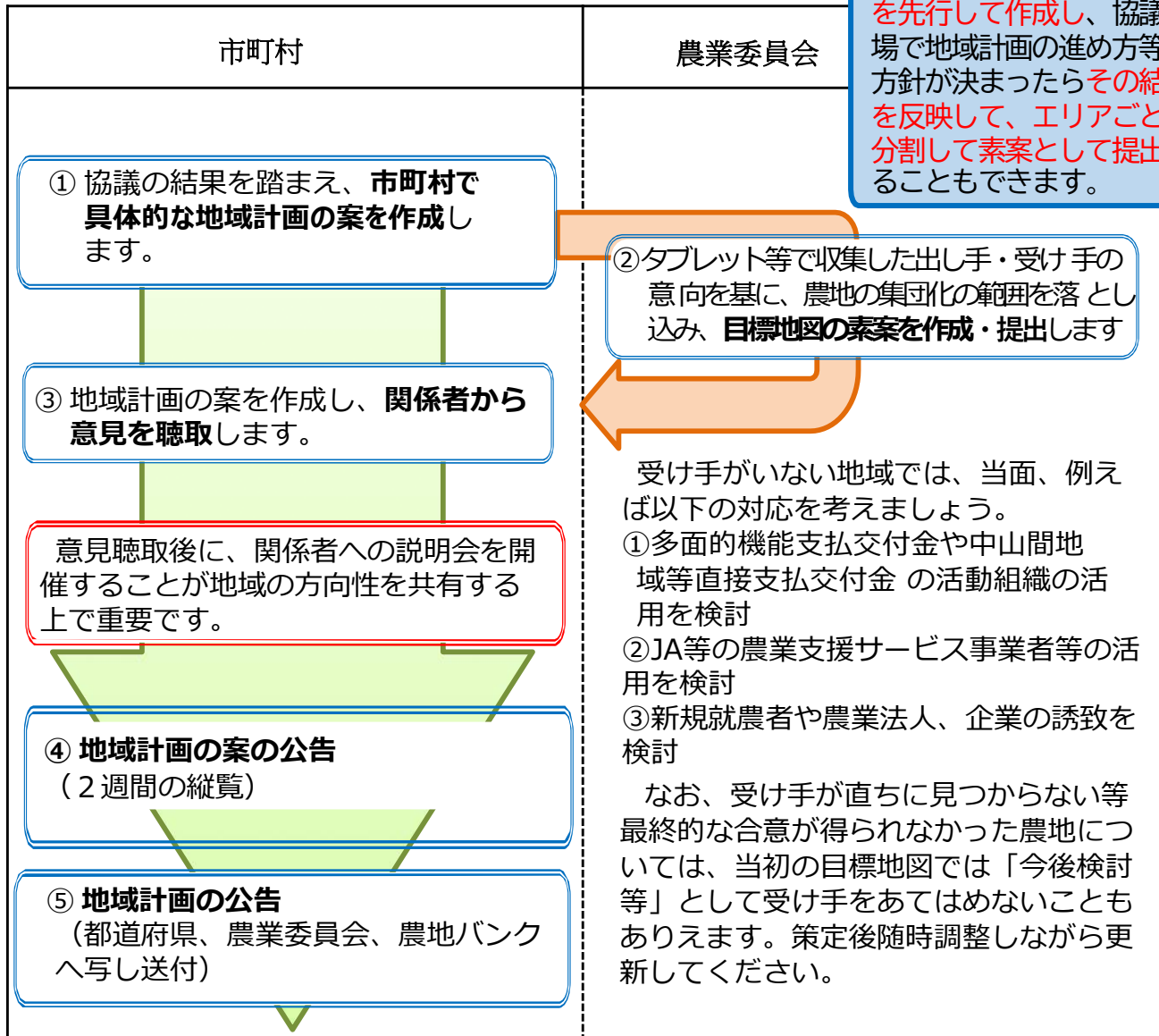
「地域計画」は法的な裏付けを持った幟旗です。担い手がないということで目標地図に色が塗れずに「今後検討」等の白抜きの地図になりそうな場合は、もうひと踏ん張り話し合いを深めて「新規就農者」に委ねることへの合意形成を図ることと、合意が図られたらそれを「目標地図」に明記し、全国の新規就農希望者や関係者へ発信することが大変重要になってくることに留意してください。

1.1. 地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順を進めていきましょう。

地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**ように進めていくことが重要です。

市町村での協議が難渋・長期化しそうな場合等、農業委員会は**出し手・受け手の意向を把握し、その結果を現況地図に反映させたものを先行して作成し、協議の場で地域計画の進め方等の方針が決まったらその結果を反映して、エリアごとに分割して素案として提出**することもできます。



地域計画を策定する際、農業委員会は目標地図の素案を策定するとされています。

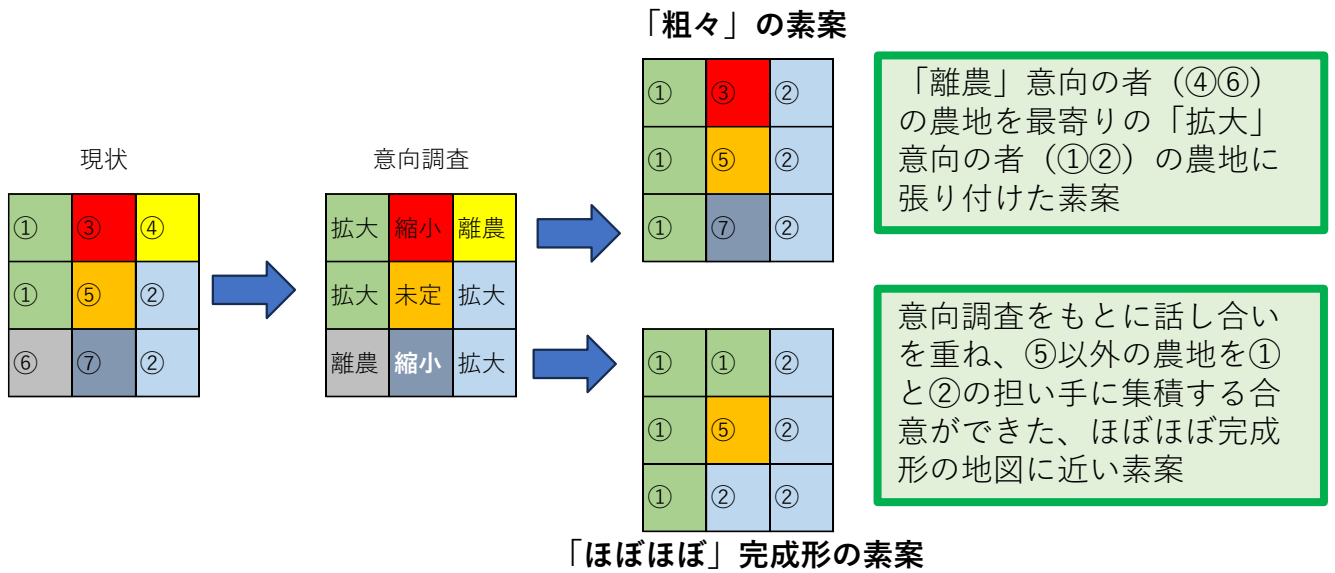
その際、この図は農水省の「地域計画策定マニュアル」のP15のように、市町村段階で地域計画のエリアが定まり、計画案の策定が始まってから素案を作ることが想定されています。

しかし、市町村段階での地域計画のエリアの確定や、計画案作りが始まる等がなければ農業委員会は行動を起こせないということはありません。農業者の意向の把握は、市町村のこれからの動きと独立して、場合によっては先行して取り組むことが可能です。

意向把握を農業員会が実施し、その結果を農地の耕作者を示した現況図に落とし込んだものを策定しておけば、その後に地域計画のエリアが確定した場合、農業委員会があらかじめ作成していた図を地域計画のエリアに分割すればそれを「素案」とすることができます。

12. 目標地図の素案について（「粗々」から「ほぼほぼ」）

※素案のイメージ：「粗々」と「ほぼほぼ」



- ①、②＝認定農業者等のいわゆる担い手
③～⑦＝中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体

※目標地図の素案を農業委員会がどの精度まで作成するかは実態を踏まえて市町村と事前に協議すること。

目標地図の素案には意向を耕作者の現況図の地図に落とした「粗々」のもの。これが話し合いの起点となります。この際、意向の把握を踏まえてそれをもとに「素案」を作成する際、意向確認をした本人も含め、地域の農業者との話し合いや調整は原則不要です。もちろん行っても構いませんが、話し合いをする起点、材料が素案なので、この素案をもとに大いに話し合いを進めてください。

地域の条件、農業委員会の体制等整っている地域があれば、農業委員会で農業を担う者との話し合いを経て調整を済ませ、目標地図の完成版に近い「ほぼほぼ」の素案ができてしまうところもあることに留意願います。

ご自分の農業委員会はどちらで行くのか、市町村部局と農業委員会でよく協議が必要です。

13. 目標地図の素案～目標地図作成までのイメージ

A：粗々の素案のイメージ

現況地図に意向把握を図示した目標地図の素案

体調が悪いので
離農したい

夫婦で認定農業者。
規模拡大は難しいが、
農地が分散している
のが少し不便。



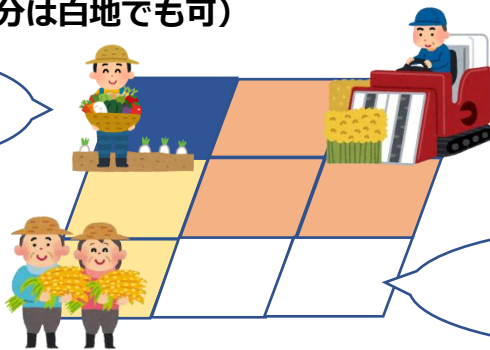
相続したが、Uターンの予
定も無く管理が大変なので
手放したい…

あと5年は続けるつもり。
跡継ぎはいないが他人に貸す
のは抵抗がある。

丁寧に話し合い、調整を重ね目標地図とする (調整不能部分は白地でも可)

新規就農者
を誘致

農地をまと
める



J Aに農作業を委託

受け手が決まらず白地

話し合い、調整を継続→地域計画作成後も随時変更

新規就農者
を誘致

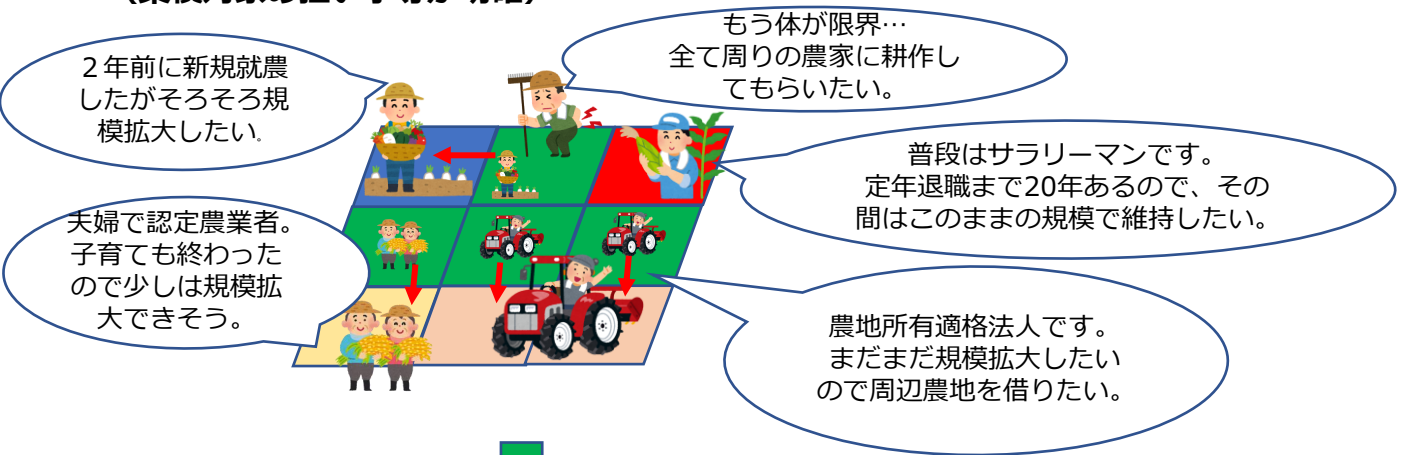
担い手へ
農地集積



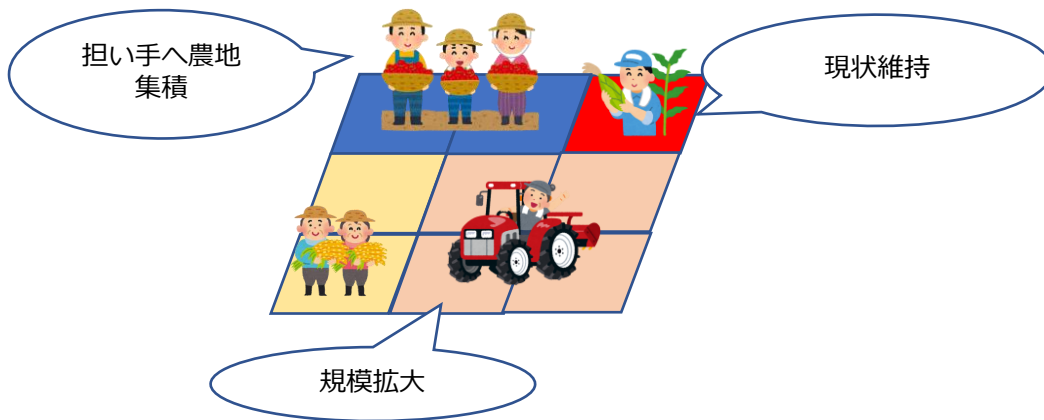
J Aに農作業を委託

B：ほぼほぼ完成した素案のイメージ

意向把握をもとに話し合い・調整が進んだ目標地図の完成版に近い目標地図の素案
(集積対象の担い手等が明確)

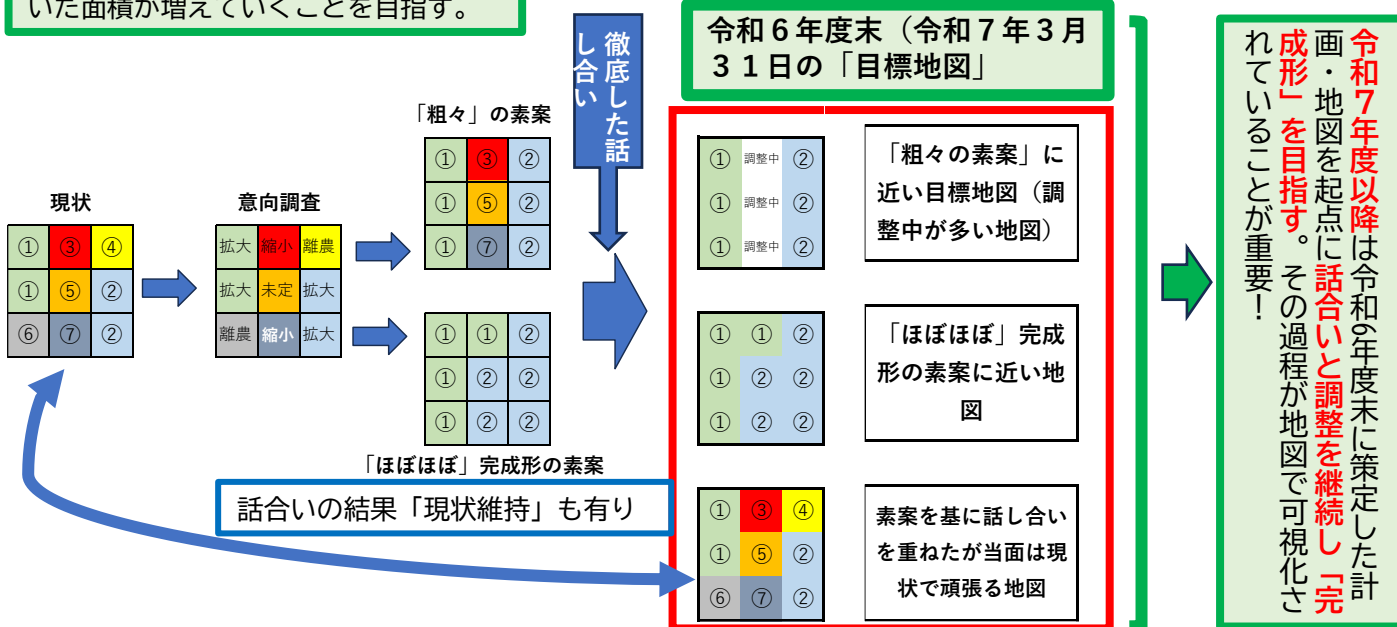


地域計画の目標地図の完成



14. 令和7年3月31日の「目標地図」のイメージ（「現状維持」もあり得る）

令和7年3月31日の「地域計画」「目標地図」はキックオフ。それを起点に地域の将来の農業あり方について話し合いを継続する。結果毎年地図の色をついた面積が増えていくことを目指す。



「話し合い」を通じ、地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することについて理解・同意を得られなかった場合、地域計画にその者は掲載せず、その者が耕作する農地は「今後検討等」として空白にすることが考えられます。

農業員会が素案を提出したら地域で話し合いを繰り返し、当面、令和7年3月31日までに皆で目標地図を完成させ地域計画を完成させましょう。

この段階（令和7年3月31日）の地域計画・目標地図のイメージは図の赤枠の中の3つの図のうち上2つのように、素案と同様のものとなる場合と、一番下の図のように素案は素案として話し合いを重ねた結果、現状と同じ、すなわち現状維持の計画を地域の総意で決定することもあり得るということです。

大事なことは、令和7年3月31日までに目標地図・地域計画を策定したらそれで終わりではないということです。令和7年3月31日までに策定したものは「キックオフ地域計画」とも言うべきもので、これを起点に話し合いを継続するということです。

話し合いを継続し、農地の利用関係の調整を農業委員会が中心となり繰り返すことにより、地域計画をどんどん更新していきましょう。そして毎年毎年、地図が整理されていき地域のありべき姿に近づいていく取り組みこそが地域計画策定と目標地図作りであると言えます。そしてその過程が、地図の更新を通じて、地域の内外に可視化されていることが最大のポイントと言えます。

15. どうする「地域計画」の区域？ 既に市町村内に「目標地図」無いか？

地域計画の区域 ≡ 人農地プランの区域 ≠ 集落

「農業集落」（約14万）で作ろうとしない、まずは「人・農地プラン」の区域を想定し、その後つけたり、分けたりする

市町村の既存計画、各種組織の取組に「地域計画」の「農業を担う者」相当が明確になっている事例、各種地図が「目標地図」に該当する事例がないか棚卸の実施

中山間地域等直接支払交付金等	農業農村整備事業	農業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5期対策「集落戦略」 → 協定農用地の将来像 ≡ 農業を担う者 ・ 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活動組織の構成員 ≡ 農業を担う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地集積に係る事業（ほ場整備等） → 採択時申請時に国に提出する 農地集積に係る計画（経営体計画図 ≡ 目標地図） = 実質化された人・農地プラン → 地域計画でも同等の取扱予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次世代総点検運動」等を踏まえた地域農業振興計画等の策定・実践の取り組みとの連携 ・ 次世代組合員数 ≡ 農業を担う者 ・ 生産部会、産地部会の組合員の耕作する農地を地図化 ≡ 目標地図の素案

地域計画を考えるうえで大事なことは全市町村全ての地区・集落で0から市町村が地域計画を策定すると思う必要が無いということです。

集落ごとに計画を作ろうとせず、まずは人・農地プランのエリアをベースに考え、必要に応じてプランの地域得お分割、統合して地域計画のエリアを定めるのが实际的でしょう。

また市町村内にすでに地域計画に相当する取り組みがないか棚卸をしてみる事が大事です。

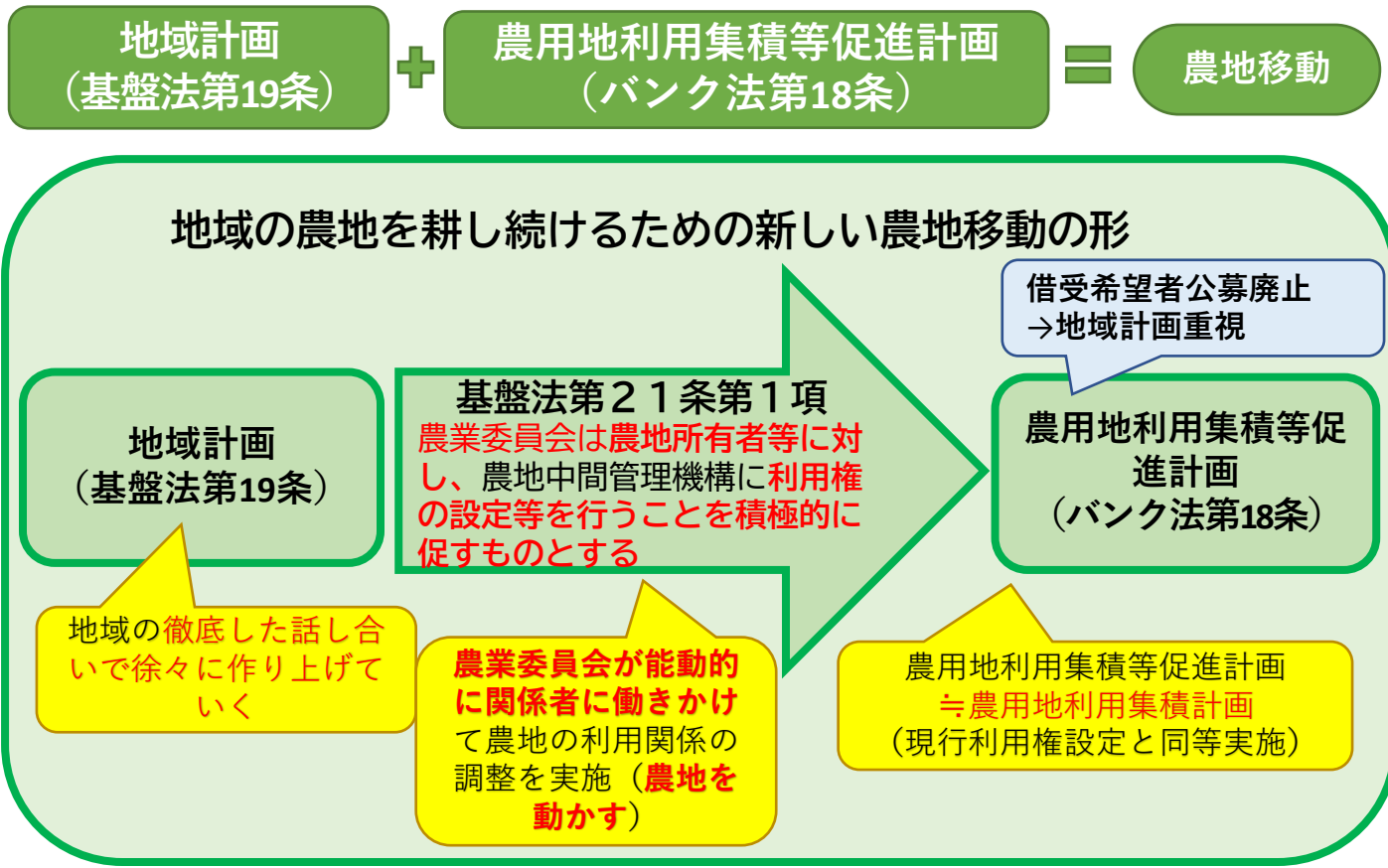
中山間地域等直接支払交付金の5期対策の集落戦略では協定農用地の将来像を定めることとなっていますが、これはほぼほぼ地域計画の農業を担う者と同じです。

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活動地域の構成員は農業を担う者とほぼほぼ同一と言えるでしょう。

基盤整備事業では現在、事業採択申請時に農地集積に係る計画、経営体計画図という地図を添付することとなっていますが、これは目標地図そのものです。

JA組織では「次世代総点検運動」を展開していますが、ここでの「次世代組合員」は農業を担う者と同等言えないでしょうか。またJAの生産部会、産地部会の組合員の耕作する農地を地図に落とせばそれは現況図そのものであり、そこに意向が反映できれば素案となる訳です。

16. 「基盤法」等の改正で、これからは2つの計画で農地が動く



今回の改正では、この図のような整理が一番のポイントであると言えます。

今回の改正は改正項目が多岐にわたり、何が変わったのか訳がわからないという現場の声も有りますが、基盤法19条の基本計画とバンク法18条の促進計画で農地が動く。そして2つの計画を繋げるのが基盤法第21条に位置付けられた農業委員会の農地所有者等への働きかけです。

これが農村の新しい常識になるということに留意いただきたいと思います。

17. 地域計画に対する「思い込み、勘違い」ある、ある

現場の声	対応
1. 令和7年3月31日までに市町村全域で完璧な目標地図（すべての農地を農業を担う者毎に特定し色を塗る）を作れるわけがない（7～9頁）	調整がつかない圃場は「今後検討等」として白抜き、色を塗らなくてもかまわない。 大事なことは令和7年度以降も継続して話し合い・調整をして計画・地図通りに権利設定をしたり、「今後検討等」とした白抜きの所に農業を担う者を特定し色を塗る取組を継続すること。
2. 担い手がいないのに、地域計画など作れない①（担い手以外の農業を担う者もいないのか）（6頁）	農業を担う者への理解の浸透が低い。法律要綱で所謂担い手（認定農業者、認定新規就農者、組織化された集落営農、市町村基本構想到達者）以外の中小規模の経営、副業的な経営も農業を担う者と定義。 所謂担い手が、作れない農地、担い手がいない地域は当面、今の耕作者で頑張り徐々に所謂担い手を地域の中で育成するか、新規就農者を育てるか及び地域外の参入法人も含め担い手を招致する取り組みを継続する。
3. 担い手がいないのに、地域計画など作れない②（担い手は大規模面積経営者、高収益経営者ではない）（3頁）	担い手を大規模面積、高収益経営とイメージして、そのようなものが地域にいないから地域計画は出来ないという思い込みが根強い。 国がいう担い手のうち認定農業者、認定新規就農者は市町村の基本構想を目指す経営改善計画を策定した者。「いる」、「いない」ではなく「なるもの」と考えられないか。
4. 全集落で話し合いをすると令和7年3月31日までに地域計画を策定できない（22頁）	集落をセンサスの農業集落14万集落と想定して困難と考えていないか。人・農地プランが全国8割弱をカバー。それをベースに話し合いをすれば全集落でやる必要はない。市町村内に目標地図相当のものがないかよく確認
5. 目標地図に色を塗る（農地一筆ごとに農業を担うものを特定する）ためには権利設定の調整を行い、了解を得なければならない（24頁）	地域計画策定後、基盤法21条で農業委員会は計画の実現に向け働きかけ、バンク法の農用地利用集積等促進計画で権利設定を行う。地域計画は予約、もしものときの備え、であり権利設定まで求めている。 地域計画は農地利用の最適化とは今耕されている農地を耕されているうちに耕せる人につつないでいく取り組みという農業委員会の行動規範に沿っている。

地域計画の説明を各地でさせていただいて、多くの委員さんそして職員さんに「地域計画」に対して過度な「思い込み」、もっと言わせていただければ「勘違い」をされているのではないかと思うことが少なくありません。それをまとめたのが、この「あるある」です。

- ①とにかく令和7年3月31日までに完璧なものを作らねばならない
- ②担い手（大面積経営、高収益経営）がないから地域計画ができない
- ③担い手（専業農家）がないから地域計画ができない
- ④集落が多すぎて令和7年3月31日までに話し合いすら終わらないからできない
- ⑤目標地図に色塗るためには農地の売買貸借の合意をとらないといけないからできない

これまでの説明でそんなことはないのご理解いただけただけでしょうか。

改めて赤字のページを読み返していただければと存じ上げます。

地域計画は徐々に白抜きのもので令和7年3月31日に全地域でお作りいただくことを改めて強調させていただきます。

そしてその地域計画・目標地図はキックオフ的なものでその後も継続的に話し合いと農地の利用関係の調整をつづけ、目指すあるべき地域の姿に近づけていくことが地域計画の取り組みであることを強調させていただきます。